

中間前金払制度の導入と前金払の対象拡大について

五島市財政課契約管財班

1 中間前金払制度の導入について

工事の請負者が前払金を受けた後、一定の要件を満たした場合に請負代金額の2割以内の額を追加して支払う「中間前金払制度」を平成21年8月1日から実施します。

(1) 対象工事

1件の請負代金額（税込み）が130万円以上の工事

(2) 中間前金払の額

請負代金額の2割以内の額とします。ただし、前払金と合わせて請負代金額の6割を超えることはできません。

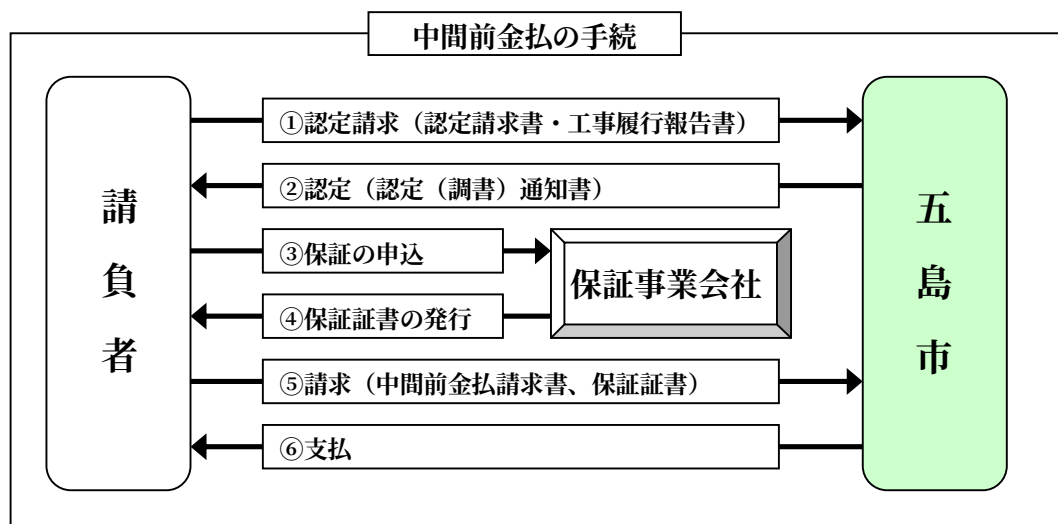
(3) 支払要件

次の要件を全て満たしていなければなりません。

- ① 前払金を受けていること。
- ② 工期の2分の1を経過していること。
- ③ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事が行われていること。
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 申請方法等

- ① 中間前金払を請求したいときは、認定請求書（様式第26号）及び工事履行報告書（別紙様式）を工事担当課へ提出する。
- ② 支払要件を満たしていれば、認定請求書等を受理された日から7日以内に認定（調書）通知書（様式第27号）が通知される。
- ③ 認定調書を添えて保証事業会社に保証の申込をする。
- ④ 保証事業会社より保証証書が発行される。
- ⑤ 中間前金払請求書（様式28号）に保証証書を添えて工事担当課へ請求する
- ⑥ 請求書が受理された日から起算して20日以内に中間前払金が支払われる。



(5) 中間前金払と部分払の選択

請負代金額が1千万円以上の工事については、契約締結時に中間前金払と部分払のどちらかを請負者が選択します。

契約締結後、請負者から「中間前金払・部分払の選択変更申請書」により変更の申請があった場合は、中間前金払と部分払の変更をすることができますが、既に中間前金払又は部分払を支払った場合は変更することができません。

(6) 経過措置

平成21年7月31日以前に契約した案件についても、中間前払金を請求することができます。

① 請負代金額130万円以上500万円未満の案件については、「前金払に係る契約変更申込書」を提出し、契約変更を行ない、前払金を請求します。その後、支払要件を満たせば、中間前払金を請求することができます。

② 請負代金額1千万円以上の案件については、部分払を請求していない場合にのみ、「中間前金払・部分払の選択変更申請書」を提出し、部分払から中間前金払に契約変更することによって、中間前払金を請求することができます。

2 前金払の対象拡大について

建設工事及び建設工事の設計、調査及び測量並びに機械類の製造に係る前金払の対象額と算出方法が、平成21年8月1日から次のように変更になります。

(1) 対象案件の条件

変更前： 1件の請負代金額（税込み）が500万円以上であること。

変更後： 1件の請負代金額（税込み）が130万円以上であること。

(2) 前金払の段階計算の廃止

請負代金額が5千万円までの部分と5千万円を超える部分で、前金払の割合を段階計算していましたが、段階計算を廃止し、下表の割合にて前払金を算出します。

	変更前の割合	変更後の割合
建設工事	5千万円までの部分 10分の4以内 5千万円を超える部分 10分の2以内	10分の4以内
建設工事の設計、調査及び 測量並びに機械類の製造	5千万円までの部分 10分の3以内 5千万円を超える部分 10分の1.5以内	10分の3以内

(3) 支払期日等

請負業者より保証会社の保証証書を添えて前金払の請求したときは、請求を受理された日から20日以内に支払われます。

(4) 経過措置

平成21年7月31日以前に契約締結した請負代金額130万円以上500万円未満の案件で、前払金を請求する場合は「前金払に係る契約変更申込書」を提出し、変更契約を行うことで、前払金を請求することができます。

前金払の割合については、平成21年7月31日以前に契約締結した案件で、平成21年8月1日以降に前金払の請求があった場合は、変更後の割合で前払金を支払います。既に前払金が支払われたものについては変更前と変更後の差分を追加して支払うことはできません。

3 契約変更の手続きについて

今回の中間前金払の導入・前金払の拡大に伴う契約変更の申請受付、契約変更の手続きについては、財政課契約管財班（水道局発注分は水道局）で行います。前金払、中間前金払の請求は、工事担当課へ請求してください。